

進出希望企業に関する情報提供者に対する報奨制度要綱

平成15年12月1日制定

平成28年4月1日改正

平成31年4月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県企業局（以下「企業局」という。）の工業用地等の分譲を促進するため、土地売買契約に至った進出希望企業に関する情報を提供した者に対し、当該情報の提供に対する成約報奨を支払う制度を設けるとともに、その取扱いについて定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次の各号による。

- (1) 「工業用地等」とは、造成土地管理事業に係る工業用地、サービス業用地、商業・業務用地及び住宅用地であつて、分譲を行う区画をいう。
- (2) 「進出希望企業」とは、工業用地等の購入の意思を有する企業をいう。
- (3) 「進出希望情報」とは、工業用地等への進出希望企業に関する情報をいう。
- (4) 「情報提供者」とは、工業用地等への進出希望企業から直接依頼を受け進出に関する情報を提供した者をいう。
- (5) 「成約報奨」とは、第6条の規定による情報提供に基づき、企業局と進出希望企業との間で工業用地等に係る土地売買契約等が成立した場合に、第7条に規定する受領書に記載された情報提供者に当該情報提供の対価として支払われる報奨をいう。

(対象となる工業用地等)

第3条 対象となる工業用地等は、企業局長（以下「局長」という。）が別に定める。

(情報提供者の要件)

第4条 進出希望情報を提供することができる者は、次の各号のいずれかに該当する法人（ただし、宅地建物取引業者にあつては個人を含むものとする。）とする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を受けて宅地建物取引業を営む者
- (2) 金融機関の信託業法の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条に規定する金融機関で、宅地建物取引業法の規定により宅地建物取引業を営む者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業者の許可を受け建設業を営む者及び建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する登録を受けている建築士事務所
- (4) 社団法人リース事業協会の会員であるリース業者
- (5) 企業局が分譲した工業用地における既立地企業

(情報提供者の欠格条項)

第5条 次の各号に該当する者は、前条の規定にかかわらず情報提供者の資格を有しない。

- (1) 関係法令により業務停止処分、営業停止処分等の処分を受けている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオのいずれかに該当する進出希望企業に関する情報提供を行う者
- (3) その他、局長が情報提供者として不適当と認める者

(進出希望情報の提供方法)

第6条 進出希望情報の提供は、情報を提供しようとする者が進出希望企業の同意を得た上で、別紙1の進出希望企業に関する情報提供書(以下「情報提供書」という。)を企業局へ直接持参する方法により行うものとする。

- 2 進出希望企業の同意は、情報提供書裏面の当該情報を企業局に提供することについて進出希望企業が同意したことを証する情報提供同意書(以下「同意書」という。)に、進出希望企業が記名押印していることにより確認する。
- 3 情報提供者に対し、第5条第1項第1号及び第2号の欠格条項の確認を行うため、誓約書(別紙4、5)及び役員等名簿(別紙6)(個人の場合は住民票)の提出を求める。
- 4 情報提供書は、進出希望案件1件(一団の土地をもって1件とする。)について1通のみ提出することができるものとする。

(受領書の交付等)

第7条 情報提供書が提出されたときは、企業局は記載事項及び当局の土地利用計画等に合致しているか等について確認の上、別紙2の進出希望企業に関する情報提供書受領書(以下「受領書」という。)を交付するものとする。

- 2 同一の情報が複数の者から提供された場合は、最初の情報提供者に受領書を交付する

ものとする。

- 3 情報提供者は、成約報奨を受領する権利を第三者に譲り渡してはならないものとする。
- 4 受領書は、企業局が、情報提供書に記載された進出希望企業と工業用地等の分譲に向けた交渉を行うことを証するものであって、当然に分譲を行う義務を生じさせるものではない。

(受領書を交付しない場合)

第8条 次のいずれかに該当する場合は、受領書を交付しないものとする。

- (1) 企業局と進出希望企業との間で、工業用地等の分譲に関して既に直接、交渉が行われ、交渉記録が作成されているとき。
- (2) 既に工業用地等に立地している企業が、同一工業用地等内の他区画の分譲を受けようとするとき。
- (3) 進出希望企業が望む工業用地等の画地が、既に他の進出希望企業との間で交渉成立済みである場合又は交渉が進行しているとき。
- (4) 当該工業用地等の画地が、一般競争入札、選考等の方法により、先着順ではなく、期間を定めて受け付けを行っているとき。
- (5) 進出希望企業自らが情報提供するとき。

(受領書の無効)

第9条 企業局は、第7条の規定により受領書を交付した後、成約報奨の支払いに至るまでの間において、情報提供者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該案件に係る情報提供書及び受領書は無効とし、成約報奨を支払わない。

- (1) 情報提供者が、成約報奨を受領する権利を第三者に譲り渡したとき。
- (2) 情報提供者の不正又は不当な行為等により、第6条に規定する情報提供書等の書類に事実とは異なる記述があったとき。
- (3) 情報提供者が、第5条の欠格条項に該当することが判明したとき若しくは欠格条項に該当することとなったとき。

(交渉結果の通知等)

第10条 企業局は、第7条の規定により受領書を交付した情報提供者に対し、進出希望企業と工業用地等の分譲に向けた交渉を行った結果について、その成否にかかわらず、別紙3の進出希望企業に関する交渉結果通知書により通知するものとする。

- 2 情報提供者は、第1項の交渉結果に対し、企業局に異議を申し立てることができないものとする。

(成約報酬の額及び内容)

第11条 成約報奨の額は、分譲代金(売買契約書に記載する金額をいう。)に100分の1を乗じて得た額(1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、消費税及び地方消費税を含み、金300万円をもって上限とする。

- 2 企業局が支払う成約報奨は、土地売買契約等の成立に至った進出希望情報の提供に対する報奨であり、交通費、通信費等の実費を弁償するものではない。

(成約報奨の支払時期等)

第12条 企業局は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合において、第7条に規定する受領書に記載された情報提供者に対して、成約報奨を支払うものとする。

- (1) 受領書を交付した日から起算して1年以内に、当該進出希望企業が工業用地等

- への立地に係る土地売買契約等を締結すること。
- (2) 分譲代金の全額（契約の相手方が分割納入又は支払猶予を選択した場合は、分譲代金の20パーセント以上）が納入されたとき。
- (3) 成約報酬に係る請求書、受領書、交渉結果通知書及びその他支払いに必要な書類の提出をしたとき。

(成約報奨を支払わない場合)

第13条 情報提供書の有効期間は、第7条に規定する受領書を交付した日から起算して1年間とする。

2 前項の有効期間内に土地売買契約が成立しないときは、成約報奨は支払わないものとする。

(情報提供者と進出希望企業の紛争の解決)

第14条 この報奨制度に関し、情報提供者と進出希望企業との間で紛争が生じたときは、情報提供者の責任において処理するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 企業庁造成土地分譲促進業務委託事業の試行的実施に関する要綱（平成15年4月1日施行）は、これを廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に前項の規定による施行前の進出希望企業に関する情報提供書受領書を交付した場合には、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。